

令和5年3月2日

教職員 各位
学 生 各位

学 長

新型コロナウイルス感染症に関する今後の対応について(通知)

新型コロナウイルス感染症については、令和5年2月10日に国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)が変更され、令和5年4月1日以降、学校における学校教育活動の実施にあたっては、マスクの着用を求めないことを基本とすることとされました。また、令和5年5月8日には感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の位置づけが5類感染症に変更される予定であることについても示されたところです。

については、下記のとおり通知しますので、対応及び確認願います。

記

1. マスクの着用について

基本的対処方針において、マスクの着用の考え方は3月13日に適用することとされていますが、学校におけるマスクの着用の考え方の見直しについては4月1日から適用となり、令和4年度内における卒業式以外の大学等の教育研究活動については、引き続き適切に対応することが求められています。

したがって、4月1日以降、マスクの着用は留意事項(※1)を踏まえたうえで個人の判断に委ねることを基本としますので、学生・教職員に対しマスクの着脱を強いることのないよう留意願います。

なお、今年度内(令和5年3月31日まで)の教育研究活動、キャンパス内及び勤務時間内の活動については、引き続きマスク着用を含めた感染防止対策の実施をお願いします。また、今月実施予定の学位記授与式における対応は別途 Web サイト等で通知します。

2. マスク着用を除く感染防止対策について

基本的対処方針において、「マスク着用」の考え方の適用後であっても、基本的な感染症対策は重要であることが示されていることを踏まえ、前述のとおり、今年度内はマスク着用を含めた感染防止対策を実施してください。

4月1日以降、マスク着用を除く感染防止対策(三つの密の回避、人と人との距離の確保、手洗い等の手指衛生、換気等)については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に基づき、引き続き実施をお願いします。また、5月8日以降のマスク着用を除く感染防止対策については、担当部局より別途通知等します。

3. 感染症法上の位置づけが変更されることに伴う対応について

5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更される予定であることから、「新型コロナウイルス感染症における静岡大学活動指針」及び「新型コロナウイルス感染症に対する基本方針について」等の変更については、新型コロナウイルス感染症に関する静岡大学対策本部の決定を踏まえ今月中に通知するとともに、これまで発出している新型コロナウイルス感染症に関する通知等については、担当部局において適切に修正・廃止することとし、4月中に通知等します。

※1 マスク着用に関する留意事項

- ①基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する学生に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること
- ②地域や学校における新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの感染状況等に応じて、教職員が学生等に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、学生等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること

以上

【参考】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び卒業式におけるマスクの取扱い等について（周知）（文部科学省高等教育局高等教育企画課）

https://www.mext.go.jp/content/20230213-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和5年2月10日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20230210.pdf

マスク着用の考え方の見直し等について（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf

【本件担当】

総務課総務係 054-238-3620